7 佐 農 政 第 2 O 6 号 令 和 7 年 10 月 20 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐久市長

			1-7 11 24		
市町村名		佐久市			
(市町村コード)					
地域名 (地域内農業集落名)		東地区			
		(香坂・新子田・志賀・安原)			
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月15日			
協議の福呆を取り	まとめた千月口	(第1回)			

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

現状大規模農家を中心に集積が進んでいる一方、山間部においては担い手の高齢化が進んでおり、新たな担い手が不足している状態である。地域農業の継続、荒廃農地発生防止の観点からも、新たな農地の担い手確保が必要である。

また、山間部を中心にシカなどの鳥獣害が発生しており、農地の荒廃化の一因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の担い手が可能な限り地域の農地を耕作していく。後継者の確保は今後も課題である。 作物については、今後も水稲を中心に栽培を継続していくとともに、ミニトマトやズッキーニといった野菜類についても 畑地を中心に継続していく。

果樹については、桃、プルーンの生産を中心とした生産を継続していく。

作物の生育期間中の高温対策についても検討していく。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区均	或内の農用地等面積	変更前	283.8ha	283.6	ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	変更前	283.2ha	283.0	ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】				ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

- 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
 - (1)農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした集約化を関係機関・団体とともに連携し、進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地を機構を介して担い手に貸し付けていく。

(3)基盤整備事業への取組方針

必要に応じて、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで支援を行う。
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

0	①鳥獣被害防止対策	0	②有機・減農薬・減肥料	0	③スマート農業	0	④畑地化·輸出等	0	⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等	0	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	0	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①補助金を活用した鳥獣防護柵等の設置、猟友会等と連携した有害鳥獣の駆除
- ②環境に配慮した農薬や化学肥料の削減
- ③最新機器を利用したスマート農業の推進
- ④地域の良質な米等の輸出に取り組む
- ⑤リンゴ、プルーン等について、樹体更新や品種更新を行うとともに、新たにブドウなども導入しながら良品質の果樹を 生産していく
- ⑦耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈等)
- ⑨WCS、飼料米、子実用トウモロコシを生産し、地域内外の畜産農家に供給する

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名(市町村コード)	佐久市 202177
地域名 (地域内農業集落名)	東地区 (香坂·新子田·志賀·安原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	変更前 283.8ha	283.6 ha			
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	変更前 283.2ha	283.0 ha			
② 田の面積	変更前 186.1ha	185.9 ha			
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)		94.3 ha			
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計		52.3 ha			
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 ha					
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計		ha			
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計		ha			
(備考)					

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

 - 2: ②については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してがさい。 3: ④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してがさい。 4: ⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、

- (2) 地域農業の現状及び課題

現状大規模農家を中心に集積が進んでいる一方、山間部においては担い手の高齢化が進んでおり、新たな担い手が不足している状態である。地域農業の 継続、荒廃農地発生防止の観点からも、新たな農地の担い手確保が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在の担い手が可能な限り地域の農地を耕作していく。後継者の確保は今後も課題である。 作物については、今後も水稲を中心に栽培を継続していく。

- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
 - (1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

担い手への農地集約化を進めるとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 将来の目標とする集積率 206 25.1 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手となる農家を中心に集約を進めるとともに、新たな担い手を発掘していく。

- 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置
 - (1)農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心とした集約化を関係機関・団体とともに連携し、進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、農地を機構を介して担い手に貸し付けていく。

(3)基盤整備事業への取組

必要に応じて、今後検討していく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで支援を行う。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

0	①鳥獣被害防止対策	0	②有機・減農薬・減肥料	0	③スマート農 業	0	④畑地化·輸出等	0	⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等	0	⑦保全•管理等		⑧農業用施設	0	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- 【選択した上記の取組内容】

 ①補助金を活用した防護柵の設置

 ②環境に配慮した農薬や化学肥料の削減

 ③最新機器を利用したスマート農業の推進

 ④地域の良質な米の輸出に取り組む

 ⑤リンゴ、プルーン等について、樹体更新や品種更新を行うとともに、新たにブドウなども導入しながら良品質の果樹を生産していく

 ⑦耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈等)

 ③WCS、飼料米、子実用トウモロコシを生産し、地域内外の畜産農家に供給する

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

E44	農業を担う者		現状		10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
属性	(氏名·名称)	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等 経営面積		作業受託面積	目標地図 上の表示	備考
認農		水稲·野菜	1.07 ha		水稲·野菜	1.3 ha	ha		
認農法		水稲·野菜	2.7 ha	ha	水稲·野菜	3.2 ha	ha		
		野菜	2.0 ha	ha	野菜	2.4 ha	ha		
		野菜	0.2 ha	ha	野菜	0.2 ha	ha		
認農		野菜	0.6 ha	ha	野菜	0.7 ha	ha		
認農		野菜	0.2 ha	ha	野菜	0.3 ha	ha		
到達認農協定		水稲 野菜	0.9 ha	ha	水稲 野菜	1.1 ha	ha		
認農協定		野菜	- ha 1.4 ha	ha ha	野菜	1.0 ha 1.7 ha	ha ha		
DIG /JRC (JJJ) AL		水稲	1.4 ha	ha	水稲	1.6 ha	ha		
		肥育	0.1 ha	ha	肥育	0.1 ha	ha		
		水稲	0.4 ha	ha	水稲	0.5 ha	ha		
認農		野菜	1.0 ha	ha	野菜	1.2 ha	ha		
		水稲	0.5 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha		
認就		野菜	1.5 ha	ha	野菜	1.8 ha	ha		
認農		野菜	0.5 ha	ha	野菜	0.6 ha	ha		
認農		野菜	0.3 ha	ha	野菜	0.4 ha	ha		
=m db		野菜	2.6 ha	ha	野菜	3.1 ha	ha		
認農		水稲	1.0 ha	ha	水稲	1.2 ha	ha		
-		種苗	0.1 ha	ha	<u>種苗</u> 水稲	0.1 ha	ha		
-		水稲水稲	0.6 ha 0.4 ha	ha	水稲	0.7 ha 0.5 ha	ha		
		水稲	0.4 ha	ha ha	水稲	0.5 ha 0.1 ha	ha ha		
		水稲	0.12 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha		
		野菜	0.7 ha	ha	野菜	0.8 ha	ha		
認農		果樹	0.1 ha	ha	果樹	0.1 ha	ha		
認農法		水稲·野菜	4.0 ha		水稲·野菜	4.8 ha	ha		
認農		野菜	0.8 ha	ha	野菜	0.9 ha	ha		
認農法		水稲	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha		
認就		水稲	1.0 ha	ha	水稲	1.2 ha	ha		
		野菜	1.0 ha	ha	野菜	1.2 ha	ha		
		野菜	0.3 ha	ha	野菜	0.3 ha	ha		
=31 ⊞		水稲	0.7 ha	ha	水稲	0.8 ha	ha		
認農認農		花卉 果樹	0.9 ha 0.9 ha	ha	花卉 果樹	1.1 ha 1.1 ha	ha		
認就		野菜	0.9 ha 0.3 ha	ha ha	野菜	1.1 ha 0.4 ha	ha ha		
ロババル		水稲·花卉	0.3 ha	na ha	水稲·花卉	0.4 ha	ha		
認農		水稲·花卉	10.3 ha	ha	水稲·花卉	12.4 ha	ha		
認農		野菜	0.8 ha	ha	野菜	1.0 ha	ha		
認農		野菜	1.3 ha	ha	野菜	1.6 ha	ha		
		野菜	0.6 ha	ha	野菜	0.7 ha	ha		
		水稲	1.8 ha	ha	水稲	2.1 ha	ha		
		水稲	0.5 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha		
		水稲	4.5 ha	ha	水稲	5.4 ha	ha		
-		水稲	0.5 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha		
認農		果樹 水稲·野菜	0.6 ha	ha	果樹水稻。野苗	0.7 ha	ha		
祕辰		水佃*野米 花卉	1.5 ha 1.5 ha	ha ha	水稲·野菜 花卉	1.8 ha 1.7 ha	ha ha		
-		果樹	0.1 ha	na ha	果樹	0.2 ha	na ha		
到達		水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.2 ria 0.1 ha	ha		
2772		野菜	0.1 ha	ha	野菜	0.1 ha	ha		
		野菜	0.4 ha	ha	野菜	0.5 ha	ha		
新規		-,-,-	ha	ha	-,-,-	ha	ha		
認農法		水稲·野菜	1.8 ha		水稲·野菜	2.2 ha	ha		
認農		水稲・野菜・果樹・花き	0.7 ha	ha	水稲・野菜・果樹・花き	0.804 ha	ha		
計	0経営体		58.5 ha	0 ha		71.2 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積 を記載してください。

- 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うお 画 同意者 数」欄には、同意者 数を記載してください。 注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

(田思事場) 農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案 の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取 得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。 また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してくだ

さい。 必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。